

事務連絡
令和3年8月5日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕衛生主管部（局） 御中
〔特別区〕

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の薬価収載に伴う
医療機関への配分等について（周知）

平素より、新型コロナウイルス感染症対応に、格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年5月7日に新型コロナウイルス感染症の治療薬として特例承認されたレムデシビル製剤（販売名：ベクルリ一点滴静注用100mg。以下「本剤」という。）の各医療機関への配分については、「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への配分について（その5）（依頼）」（令和3年6月15日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等によりお示しし、医師の判断により本剤の投与が適当と考えられる患者数を「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム」（以下「G-MIS」という。）に入力いただくことを通じて、調整させていただいているところです。

今般、令和3年8月4日に開催された中央社会保険医療協議会総会において、本剤が薬価収載されることとなりました。薬価収載品として告示された後、一定期間経過後に、製造販売業者（ギリアド・サイエンシズ株式会社）により、薬価収載された本剤（以下「一般流通品」という。）の流通が開始されます。

つきまして、今後の本剤の医療機関への配分等について、下記のとおりといたしましたので、御了知いただくとともに、管内医療機関への周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 当面の間の本剤の配分について

- (1) 本剤が薬価収載された後も、一般流通品の流通が開始されるまでの間は、引き続き、国が購入した本剤（以下「国購入品」という。）を、現状のG-MISへの入力（追加バイアルはメール）を通じた方法により配分いたします。
- (2) 一般流通品の流通が開始される日（以下「流通開始日」という。）及び流通開始に伴う国購入品と一般流通品の切替えに係る取扱いについては、追って御連絡いたします。

2. 流通開始日以後における国購入品の回収について

国購入品については、流通開始日以後、順次、回収することとしていますので、引き続き適切に保管していただくようお願いします。回収に当たっての詳細については、追って御連絡いたします。

【問い合わせ先】

以下のメールアドレスにお問い合わせください。

Mail : remdesivir@mhlw.go.jp